

CAM ESG日本株ファンド

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号
設立年月日：2004年1月26日
資本金：280百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：19,833百万円
(資本金、運用純資産総額は2016年10月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうCAM ESG日本株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年12月27日に関東財務局長に提出し、2017年1月12日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

[ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、CAM ESG日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に中長期投資を行います。

- ESGスコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。

- ESGスコアに基づいて投資比率を決定します。

※ ESGスコアとは、ESGの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。

- 日本でのESG調査のパイオニアであるグッドバンカー社と投資顧問契約を結び、情報提供を受けます。それに、キャピタル アセットマネジメントの独自の財務分析情報を加味した総合評価により投資銘柄を選定します。

株式会社グッドバンカー：1998年7月14日に設立。

日本初のESG投資専門の独立系投資顧問会社です。

2 マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。



運用プロセス

■日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG(環境対応、社会責任、企業統治)に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業の株式への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。

- 運用は、グッドバンカー社から提供を受けた“ESGスコア”(非財務情報)と、独自の“財務スコア”(財務情報)を組み合わせたアプローチを用います。
- ・ESG分析に財務分析を加味して、当社独自の“サステナブル(持続成長力)・インベストメント・スコア”の総合評価で、投信対象銘柄を選択します。
- ・ESGスコアを基に、各銘柄への投資比率を決定します。



主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 有価証券先物取引等は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行なうことができます。
- スワップ取引は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行なうことができます。
- 金利先渡し取引は、効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行なうことができます。
- 外貨資産への投資は行いません。

分配方針

年1回(原則として毎年1月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



- * 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- * 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

ESGは将来の企業価値と関連性が高い

ESGに優れた企業はステークホルダー（顧客・従業員・地域社会・株主）を意識した
長期的な企業価値増大に向けた多面的・総合的な経営を行う為
中・長期的な投資リターンとリスク低減効果が期待出来ます

- E 環境対応**：製品や生産過程の環境負荷
- S 社会責任**：地域社会貢献、女性活躍推進、
労働環境改善、
サプライチェーンのリスク管理
- G 企業統治**：取締役会の構成、取引の透明性、
汚職防止、株主権利の確保



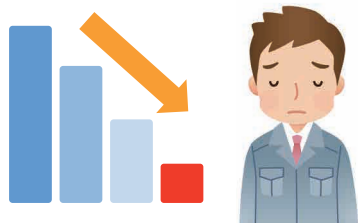
持続成長する企業

ESGは企業の持続成長の鍵です

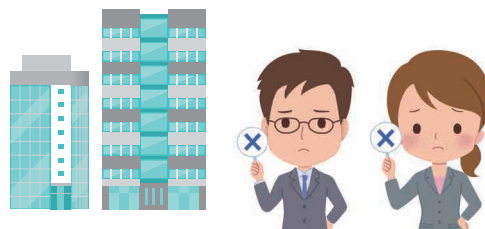
企業の存続価値を従業員と共有せず、
短期の収益を上げることしか考えないと持続成長が不可能となる



収益獲得のために環境負荷が高い
旧式の技術・生産工程を使用し続け、
競争相手に比べて優位性・先進性が
なくなると、中長期的には忠実な
顧客基盤を失う恐れが高い



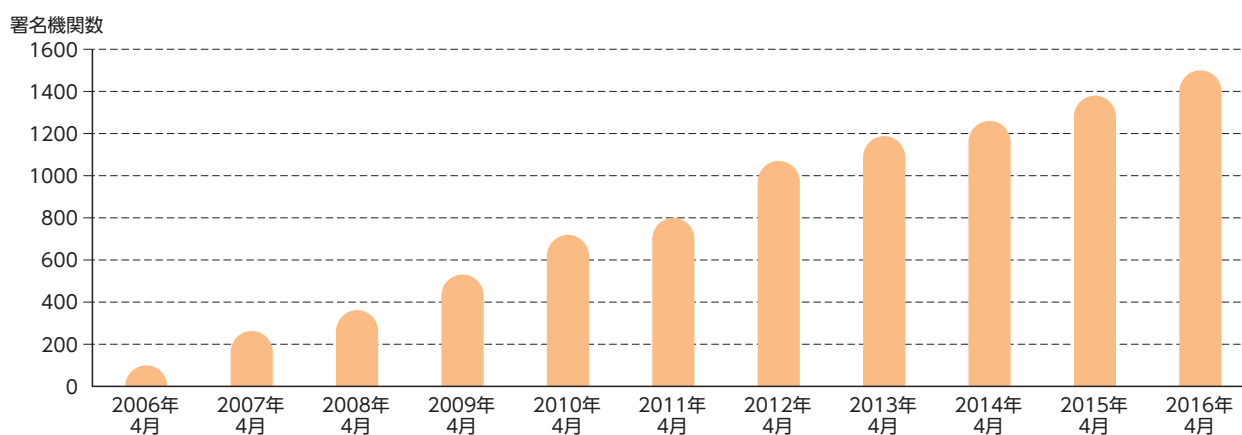
業績を伸ばすために、長時間労働を
従業員に押し付け、インターネットで
悪い評判が流布すると優秀な人材が
集まらなくなり、将来の競争力低下
に繋がる恐れがある



持続成長可能な企業への投資が世界の機関投資家での主流です

◆ ESG投資の変遷(機関投資家の事例)

- 2005年 世界の主要21機関投資家(ノルウェー政府年金基金、カリフォルニア州職員退職年金基金等)がアナン国連事務総長(当時)の呼びかけに対して、世界の持続可能な発展のために投資判断に環境・社会・ガバナンスを視点とする原則を公表
- 2006年 **国連責任投資原則(UN-PRI)**が発足して、長期的な投資収益の向上とリスク低減のために『ESG』が投資プロセスに反映される
- 2008年 欧州の機関投資家を中心に362機関がPRIに署名
- 2014年 『**ESG投資**』が世界的に急速に普及、1251機関がPRIに署名
- 2015年 **年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)**がPRIに署名



出所: PRIが公開した情報に基づき、キャピタル アセットマネジメント作成

ESG 投資は欧米の個人投資家に広まりました

◆ ESG投資の変遷(欧米での事例)

- 持続可能(サステナブル)な投資手段として広く活用される
- ESG投資先進国の欧州では運用資産の50%以上がESG投資
- 投資信託の先進国である欧米でのESG投資残高は高い伸び

総運用資産に比べESGで運用する割合		
	2012 年	2014 年
ヨーロッパ	49.0%	58.8%
米国	11.2%	17.9%
カナダ	20.2%	31.3%

ESGで運用する投資信託の残高(兆円)			
	2012 年	2014 年	伸び率
ヨーロッパ	93.71	178.26	90.2%
米国	40.02	86.09	115.1%
カナダ	6.30	12.38	96.4%
合計	140.03	276.73	97.6%

出所: Global Sustainable Investment Review 2014

ESG投資は中長期的な資産形成に適しています

◆ ESG投資の特徴

- ESG情報は**企業の非財務情報**で、**企業の社会的貢献**を評価
- 財務情報では見えないリスクが低減するので、**投資リスクの低減効果**がある
- 長期的に安定したパフォーマンスを示すので、**長期投資**に適している
- 持続可能(サステナブル)な社会の構築に貢献する



「CAM ESG日本株ファンド」は持続成長の可能性が高い日本企業に投資します

◆ 当ファンドの特徴

- ESGの観点から企業の経営力、成長力を多面的に分析評価
- ESG評価が高い企業の投資ウェイトを高位
- 持続可能(サステナブル)な投資である



「CAM ESG日本株ファンド」は三位一体の付加価値を追究します

◆ 当ファンドは以下の付加価値を追求します

- ESGを経営目標に取り入れて経営改革に先駆している日本企業に投資することで、ESGの普及を後押しします
- 顧客利益の為の商品提供の一助と致します
- ESG投資プロセスによる運用リターンを追求することで満足度を提供致します

『CAM ESG日本株ファンド』における付加価値提供



基準価額の変動要因

当ファンドは、「CAM ESG日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、実質的に日本の金融取引所に上場する企業の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

株式の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

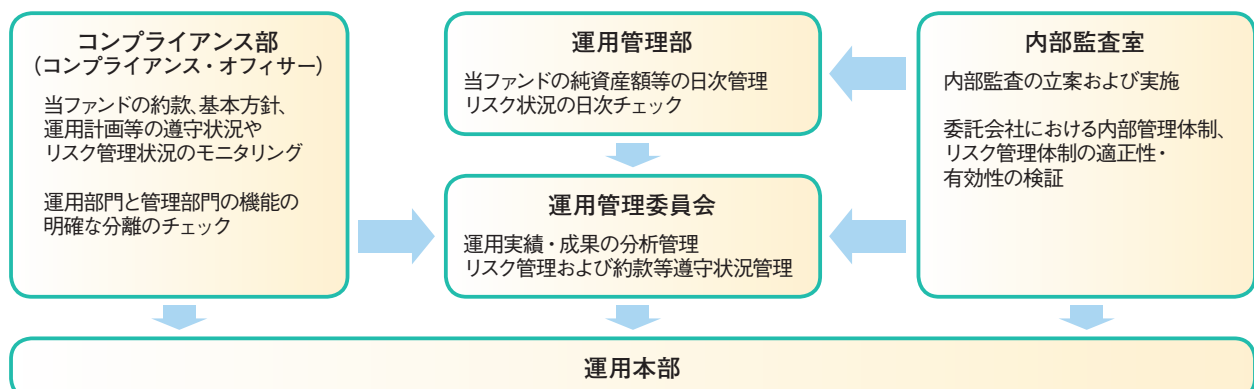
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。



※リスクに対する管理体制は2016年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

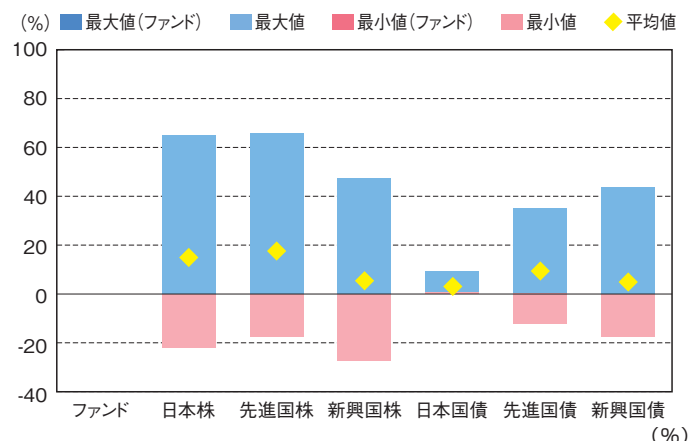
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは設定前のため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年11月～2016年10月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	—	15.0	17.7	5.4	3.1	9.4	4.9

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 当ファンドは設定前のため、該当事項はありません。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。
なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

■基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2017年1月27日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■分配の推移

当ファンドは、2017年1月27日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■主要な資産の状況

当ファンドは、2017年1月27日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

■年間収益率の推移

当ファンドは、2017年1月27日から運用を開始する予定であり、現在、記載すべき事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間：2017年1月12日から2017年1月26日まで 継続申込期間：2017年1月27日から2018年4月26日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当り1円 継続申込期間：取得申込日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2017年1月27日(設定日)から無期限。
繰上償還	信託期間中に残存口数が減少し運用が困難となった場合やこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、償還となる場合があります。
決算日	原則として年1回。1月26日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	原則として、年1回(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	当初申込期間：500億円 継続申込期間：1,000億円
公告	電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.capital-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする。)を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2016年10月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限 として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。		販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.4688%(税抜1.36%) の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】		
	当該ファンドの純資産総額に対して		年1.4688%(税抜1.36%)
	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
内訳 (税抜)	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

